

マックス・ヴェーバー『経済と社会』における 旧稿から新稿への概念変更について

「支配」概念と「家父長制」概念

三 筈 利 幸

序

マックス・ヴェーバーの主著の一つとされる『経済と社会』第5版には、第一次世界大戦前に執筆された「旧稿」と、それが大戦後に改訂された「新稿」とが、二部構成のかたちで収められている。旧稿と新稿は、基礎概念も叙述スタイルも大きく違い、旧稿の概念で新稿を読めば誤解が生じ、逆もまた然りであることは今日では周知のことになっている。しかし、『経済と社会』にそうした問題があることがはっきりと意識され始めたのは、フリードリッヒ・テンブルックの1977年の論文『『経済と社会』からの決別』[Tenbruck 1977]が出たあたりからである。それまでは旧稿、新稿という区別に頓着することなく両者は読まれ、利用されてきたし、現在でもヴェーバーの専門研究者以外は、そうした事実を知っていたとしても厳密な区別をしないまま両方の論考群を使用している。さすがに今日のヴェーバー研究者は旧稿と新稿を注意深く区別するが、なぜ旧稿は大改訂されたのか、旧稿と新稿の差異は何を意味するのか、などといった両者の区別以上の深い論及はほとんどないといってよい¹。

そうしたなかで、中野敏男の研究は異彩を放つものである。具体的には本論で述べるが、中野は、旧稿から新稿への変化のなかでも特に「支配」概念の変更に着目し、そこにヴェーバーの「支配の歴史社会学から機能主義社会学への転換」[中野 2013: 300]を読み取ることができるといふ。この概念変更は、第一次世界大戦を経験した「ヴェーバーの学問システム全体の重大な方向転換」[中野 2013: 301]という予感を、たしからしいものとする。

私はこうした中野の指摘に大筋で同意するが、「支配」概念の変更について

は別の見解を持っている。以下では『経済と社会』の成立事情に若干触れた上で、まずは支配概念について検討し、さらに中野が取り上げなかった家父長制概念の変化について考えてみたい。実は、家父長制概念にもこれまで気づかれなかったことが不思議なくらいあきらかな相違が認められるのである²。その上で、旧稿から新稿への概念変更にいたる、ひとつの思考の道筋をあきらかにしたいと思う。

1 「支配」概念の変化

最初に、『経済と社会』の旧稿と新稿について、序に記したよりはいくぶん詳しくみておきたい。その後、旧稿の支配概念から新稿のそれへと分析を進めていく。

1-1 旧稿と新稿

ヴェーバーは1909年に叢書『社会経済学綱要』の監修を引き受け、自らの担当部分（第一編「経済の基礎」第三部「C・経済と社会」I「経済と社会秩序-権力」）を1909/10年頃に執筆し始めた。しかし、1914年に第一次世界大戦が勃発し、ヴェーバーは執筆を中断せざるをえなくなった。第一次大戦終結後、ヴェーバーは、戦前の草稿に大改訂を行って「新稿」を用意した。ところが、この「新稿」について部分的には校正も済ませたところでヴェーバーは急逝、その後の執筆プランも不明のままになった。ここに、1909/10年から1914年頃に書かれた草稿群である「旧稿」と、大戦後にヴェーバーが新たに執筆した「新稿」の二つが残された。

旧稿と新稿は、このあと概ね以下のような扱いを受けていく³。妻マリアンネは、夫ヴェーバーの死後、1921年にひとまずは新稿部分を『社会経済学綱要』のヴェーバー執筆担当分の第一分冊として刊行し、その後、彼女はM. パリュエイとともに遺された旧稿を編集して、第一分冊とあわせた『経済と社会』第1版（1922年）を公刊した。その後、『音楽社会学』が付録として追加された第2版、第二次世界大戦後に改版された第3版（1947年、内容に変化なし）を出版したマリアンネだったが、1954年に彼女はこの世を去った。今度はヨハネ

マックス・ヴェーバー『経済と社会』における旧稿から新稿への変更に

ス・ヴィンケルマンが編者となり、旧稿部分を「1914年プラン⁴」にしたがって編集するという方針がとられ、第一部に新稿を、第二部に旧稿を配置する第4版（1956年）そしてさらに手が加えられた第5版（1972年）が世に問われることになった⁵。

膨大な歴史記述に支えられた旧稿と、できる限り歴史事象には触れず抽象的、形式的な記述につとめた新稿のギャップから、ヴェーバー社会学の構想に何らかの転換があることは想像できても、それがどういうものであるかは解こうとしても解けない謎として括弧に入れられ——旧稿も新稿も厳密に言えば未定稿であり、そこに確定的な見通しは立てられないのではあるが——マリアンネの『伝記』の記述も手伝って、新稿は旧稿を簡潔に形式的なかたちにまとめなおしたものだという扱いがなされることがしばしばだった⁶。

1-2 旧稿および新稿における「支配」概念

ヴェーバーの支配論は、旧稿の『支配の社会学』と呼ばれる部分と新稿の『支配の諸類型』とに最も集中してみられる。特にヴェーバーが新稿で定式化したいわゆる「支配の三類型」は、ひろく社会科学のなかで利用されてきたが、中野が指摘するとおり、これらの間にある概念的差異についてはほとんど論じられることはなかった。そこで中野にならって、まずは旧稿、新稿、それぞれの「支配」概念を比較検討してみよう。

旧稿における「支配」概念は、以下のようなものであった。

われわれは、以下では狭義の「支配」概念を用いる。それは利害状況によって、とくに市場的に制約された、常に形式的には利害関心の自由な発動に基づいている権力とは真向から対立する概念であり、したがって、權威をもった命令権力と言い当てることのできる概念である。／したがって、ここで「支配」なるものは、次のような事態を指すものとして理解されるべきである。すなわち、ひとりのまたは複数の「支配者」の示した意思（「命令」）が、他の（ひとりまたは複数の「被支配者」）の行為に影響を及ぼそうとし、あるいは実際に、社会的に有意味な程度に、あたかもこの被支

配者が命令の内容をそれ自体のために自分たちの行動の格率としているかのように、行為する（「服従」）というように影響を及ぼしているという事態である。[支配544=10-1]

これに対して、新稿では「支配」は以下のように定義される。

「支配」とは、その定義（第一章第一六）からして、特定の（またはすべての）命令に対して、挙示しうる一群の人々のもとの、服従を見出しうるチャンスをいう。したがって、他人に対して「権力」や「影響力」を及ぼしうるあらゆる種類のチャンスが「支配」だというわけではない。この意味において支配（「権威」）は、個々の場合についてみれば、従順性の漠然とした慣れから始まり純粋に目的合理的な考量に至るまでの数多の動機に基づいたものでありうる。一定の最小限の服従動機、したがって服従への（外的あるいは内的）利害関心が、あらゆる真正な支配のための要件である。[支配類型122=3]

こうして並べてみれば、ゲシュペルト表記（引用文では傍点、以下の引用についても同様）される箇所は、旧稿では支配者の「権威」だったが、新稿では被支配者の「利害関心」になったことは一目瞭然である。中野敏男は、この権力概念の変化を以下のようにとらえている。

旧稿においては、支配は、支配権力のもつ「権威」に即して定義されていた。これに対して新稿では、支配は、服従者の側の「関心」に即して定義されている。前者において支配が、支配権力の「権威」という実質から理解されているのに対して、後者においては、支配は服従者の側の「服従意欲」あるいは「利害関心」という観念的な動機の方から捉えられているのである。この後者の定義の場合には、服従者の観念的な服従動機が支配権力の側の何に相関して発生するかは、セカンダリーな問題として後景に退いてしまうわけだ。そう理解できるとすれば、これは、社会理論の基礎

マックス・ヴェーバー『経済と社会』における旧稿から新稿への概念変更について

概念における変化として決定的な意味をもつものと考えられよう。というのもこれは、支配概念のリアリズムからノミナリズムへの大転換だと認めねばならないからである。両者において、概念構成の基礎視角そのものはつきりと逆転しているのである。[中野 2013: 298]

中野が明快に説明しているように、上の二つの引用では、支配権力の「権威」から服従者の側の「利害関心」へ、いいかえれば、「実質」から「観念」にヴェーバーの支配についての理解が変化したようにみえる。しかし、私は旧稿の支配概念には「狭義における支配の概念」という限定が付されていることに注意したい。狭義の支配概念というのであれば、広義のそれは何か気になるところであるし、また、新稿の支配概念にはそもそも広義、狭義という区別は存在しない。となれば、はたして支配概念の変化は支配者側から被支配者側への視角の変更とまとめられるのか、もう一度吟味する必要がある。

1-3 狭義の支配概念と広義の支配概念

ヴェーバーは旧稿において「支配」について論じ始めるとき、それを「ゲマインシャフト行為の最も重要な要素のひとつ」と述べ、明確にそれと気づかない場合でも、支配はゲマインシャフト行為の多くにおいて非常に顕著な役割を果たして、「ゲマインシャフト行為のあらゆる領域は、例外なく支配構成体による大きな影響を示している」という [支配 541=3]。だからといって、概念の外延をあらゆる領域を包摂するところにまで延ばしていくと「「支配」なる概念は有用なカテゴリーにはなり得ないだろう」と判断し、「最広義 jener weiteste Sinn の「支配」」にみられるあらゆる形式、条件、内容について包括的なカズイステークを断念した上で、次のようにいうのである [支配 542=5-6]。

したがって、われわれは、ここでは、支配の他の多数の可能な型と並んで、相互に両極にあって対立する、支配の二つの型があるということを想起することにしたい。すなわち、ひとつは利害状況 Interessenkonstellation

(なかでも独占的地位)による支配であり、もうひとつは、権威Autorität (命令権力と服従義務Befehlsgewalt und Gehorsamspflicht)による支配である。前者の最も純粋な型は、市場における独占的支配であり、後者のそれは家父長的、官僚的、あるいは君主の権力Gewaltである。前者は、その純粋形においては、被支配者の単に自己の利害関心にだけしたがっている、形式的には「自由な」行為に対して、何等かの仕方で確保された財産 (あるいは市場価値のある技能)によって影響力を及ぼしようということだけに基づいており、後者は、あらゆる動機や利害関心を無視した絶対的な服従義務が要求されるということに基づいている。[支配 542=6]

ここに現れる「利害関心」による支配の例として、ヴェーバーは大信用銀行と信用需要者の関係を挙げている [支配 542=6-7]。大信用銀行は資本市場の独占的地位を利用した「支配的」な影響力をもつが、それは、信用需用者側が自己の利益追求に基づいて支配に服するからである。信用銀行は利害とは無関係に、その意味では無理やりに——「権威」によって——服従要求をすることはなく、あくまでも信用需用者つまり被支配者の「利害関心」によって「支配」が成立している。

こうした「利害関心」による支配と対極にあるものとして、「権威」による支配が設定されている。ここで「権威」とは、「あらゆる利害関係から独立の、事実上の被支配者に対する「服従」要求権」[支配 542=6]を意味しているとヴェーバーはいう。だとすれば、両者が、まさに対極にあることは明瞭だろう。

さて、「利害関心」による支配と「権威」による支配は純粋形として想定されていて、実際両者は相互移行的、流動的であり、純粋に「利害関心」のみによってあるいは「権威」のみによって支配が成立するわけではない。しかし、現実の諸現象に迫るためには、ふたつの支配の型にある「鋭く両極的な対立性」[支配 544=9]を堅持しなければならない。ヴェーバーは一義的に明確なユートピアとして、対極にある二つの理念型を用意したといえよう。

こうみえてみると、先に引用した中野の解釈とは少し違う支配概念の設定がなされていることがわかる。ヴェーバーは旧稿段階で、支配を「権威」という視

角からだけでなく、それとは対極の「利害関心」という視角からもとらえる必要を述べていた。そして、この両極にある支配概念を措定した上で、ヴェーバーは旧稿ではあえて狭義の支配概念を用いると述べている。それに対して、新稿では「権威」による支配とともに「利害関心」による支配という視角が双方ともあらかじめ支配概念に組み込まれている。それは、狭義の支配概念に依拠した旧稿に対して、新稿は広義の支配概念をその出発点においたということにほかならない。

2 家父長制概念の変化

それにしても、ヴェーバーはなぜこうした概念変更をおこなったのか。いや、もう少し正確な問題設定をすれば、ヴェーバーはどのような思考を経ることでこうした概念変更へ踏み切ったのか。この問いに答えるために、支配概念の下に準備された具体的な下位概念、特に以下では家父長制概念に注目したい。というのも、支配概念の変更に至るヴェーバーの思考過程は家父長制などの具体的な歴史記述からたどることができると考えられるからである。

そこで以下では、家父長制的支配について、旧稿と新稿それぞれの概念規定を確認し、その上で、概念の変更に至るヴェーバーの思考過程を分析したい。

2-1 旧稿における家父長制概念

まず旧稿における家父長制概念から検討しよう。旧稿では、家父長制的支配は官僚制的支配を論じた後に登場する。ヴェーバーは、「官僚制以前の諸構造のなかで、格段に重要なものは支配の家父長制的構造である」といい、それは、官僚制とは反対に「厳格に人格的な恭順関係」にもとづいていて、その萌芽を家ゲマインシャフトのなかにみいだすことができると述べる〔支配 580=143〕。この「家長の人格的・権威的地位」は「ザッハリッヒな目的に奉仕する官僚制的支配」と共通する「日常的性格」をもち、両者ともに「規範」に対する服従者たちの従順な服従心に支配の支柱をもっている〔支配 580=143〕。ただし、この「規範」は、官僚制的支配では制定された「規範」であって、それが権力者の命令の正当性を保障するのに対して、家父長制の場合、「規範」が

そもそも非制定的で、「伝統」によって聖化されたものであり、それはヘルに対する人格的服従によって正当化される。簡単にいえば、官僚制的支配では、制定規範が支配の正当性の根拠となっているのに対して、家父長制では伝統とヘルという人格とが支配の正当性根拠となっているのである。それゆえ、ヘル
の権力は絶対的なものとなる⁷。

彼の権力Gewaltが伝統や競合的な権力によって制限されないかぎり、彼は権力を無制約かつ自由気ままに、とりわけ規則から自由に行使する。[支配 580=144]

家父長制は、結局すべてが「[「伝統」という「永遠の昨日」の不可侵性に対する信仰の基本的な力] [支配 582=146] による支配であった。この家父長制的支配は、「伝統に対する恭順とヘル的人格に対する恭順」という「二つの根本原理」からなる「権威」によって支えられている [支配 582=147]、まさに「権威による支配」の典型と呼ぶべきものであった。

おそらく、ヴェーバーの家父長制概念といて想起されるのは、まずこの旧稿にそった意味合いにちがいない⁸。次の新稿における家父長制概念をみれば、これまでの多くの文献では、新稿は確実に参照されながらも、実際のところ旧稿の議論が使われてきたことがわかるのである。

2-2 新稿における家父長制概念

旧稿と異なり新稿では、支配の三つの純粹形として「合法的支配」「伝統的支配」「カリスマ的支配」という概念が整備される [支配類型124=10]。旧稿が実質的に家父長制的支配を「伝統的支配」の典型として議論しながらも、「伝統的支配」という概念を明確に設定したわけではなかったのに対して、新稿では家父長制的支配などの上位概念として「伝統的支配」を設定した。

ヴェーバーは、「その正当性が古来伝習の（昔から存在している）秩序とヘル権力との神聖性」 [支配類型130=33] に基づく支配を、「伝統的支配」と呼ぶ。ヘルに対する服従は、伝統によって付与されたヘル「固有の権威

Eigenwürde」によるものであり、また、その服従は「制定規則」に対してではなく、「人格」に対してなされるものである〔支配類型130=33〕。伝統的支配がみられる支配団体は、最も純粋なケースでは「恭順団体」であって、支配者は「個人としてのヘル」であり、行政幹部は「官吏」ではなく「個人的な「しもべ」」である〔支配類型130=33〕。

ここまでは、すでにみてきた旧稿における家父長制的支配と概念内容がほぼ同一である。しかし、新稿ではこれを伝統的支配として家父長制の上位概念とし、さらに、ヴェーバーは「被支配者」および「ヘルの命令の正当性」という点において、以下のような区別を導入している。

まず、伝統的支配において被支配者は、「(1)伝統的な仲間 Genossen」であるか、あるいは「(2)臣民 Untertanen」であるかのどちらかであるとヴェーバーはいう。この区別を、新稿の権力概念——広義の権力概念——を使って説明すれば、以下のようになるだろう。すなわち、ヘルの「権威」による一方的な支配が可能であれば、被支配者は「臣民」ということになり、ヘルの支配が被支配者の「利害関心」を考慮しなければ彼らの服従を得られないということになれば、彼らは「臣民」とは呼び得ずむしろヘルの「仲間」というにふさわしいということである。

次に、ヘルの命令が正当性を獲得するのは、伝統にもとづいて伝統の範囲内で行う「(a)実質的に伝統に拘束されたヘルの行為の領域」と、伝統がヘルに許している「自由な恣意」にもとづいた「(b)実質的に伝統から自由なヘルの行為の領域」という「二重の領域」においてであるという〔支配類型130=33-4〕。(a)については分かりやすいだろう。それは、ヘルといえども伝統という後ろ盾があるからこそヘル足りえるわけで、ヘルは伝統にしたがい、それにもとづいた命令を下す——それを逸脱すればヘルが地位が危機に瀕する——ことでその正当性を保持するということを意味する〔支配類型130=33-4〕。これに対して(b)は、実際のところ伝統からはずれたヘルの「恣意」による命令であっても、それが正当性をもちうる領域があるということの意味している。しかし、それはヘルの放縦を許すということではない。それは、ヘルが「実質的、倫理的な衡平や正義の諸原則」あるいは「功利的な合目的性の諸原則」によりつつ、

彼独自の裁量によって被支配者に「恩恵Gunst」を与えるような「恣意」が発動された場合である〔支配類型130=34〕。後に紹介する議論を先取りするかたちでこれを説明すれば、被支配者に問題や紛争が起こった時、形式的な法的諸原則を適用するのではなく、ヘルは自由な裁量によって——その意味で「恣意」によって——実質的にその紛争解決を図り、彼らに利益を与えるということである。ヘルの自由裁量であるため、それは「恣意」にまちがいないが、ヘルの「権威」にまかせた勝手な支配ではなく、被支配者の服従を取り付けるために彼らの「利害関心」を考慮した、形式合理性にとらわれない実質的な自由裁量である。旧稿の家父長制概念では、「権威」に力点が置かれた狭義の支配概念であったために、ヘルの「恣意」についてもその絶対性、放縦性が強調されたが、新稿では「権威」と「利害関心」の両者を視野に収めた広義の支配概念を前提とするため、実際の伝統的支配のあり様を以下のようにみる。

支配の行使の実際的な仕方は、ヘル（およびその行政幹部）が、臣民の伝統的な従順性を前に、彼らを抵抗に駆り立てることなく、通常何をなし得るかということを経験として定められる。〔支配類型130-1=34〕

以上のような伝統的支配の下位概念として、家父長制が登場する。

家父長制は長老制とともに「伝統的支配の第一次的類型」すなわち、「ヘルの個人的な行政幹部が欠如している場合」の支配類型として位置づけられる〔支配類型133=44-5〕。そこに現れる、家父長制についての定義は以下のようなものである。

家父長制とは、多くは基本的に経済的で家族的な（家）団体の内部で、（通常は）明確な相続規則によって定められた個人が支配を行使している状態をいう。この場合、決定的なことは、長老の権力でも家父長の権力でも、純粋な類型において被支配者（「仲間Genossen」）たちの次のような観念に準拠しているということである。すなわち、この支配は、たしかにヘルの伝統的な固有権ではあるが、しかし実質的にはすぐれて仲間的な権利

マックス・ヴェーバー『経済と社会』における旧稿から新稿への概念変更について

*Genossenrecht*として、彼らのつまり仲間の利益のために行使されなければならず、したがってヘルによって自由に占有されるものではない、という観念である。[支配類型133=45]

旧稿と概念が大きく変更されたように思えるのは、被支配者が「臣民」ではなく「仲間」とされているところであろう。家父長制のヘルは伝統によって付与された「権威」によって支配を行うことは、家父長制が伝統的支配の下位概念である以上、ひとまず前提されているとみなければならない。と同時に、そのヘルの支配が成立するためには被支配者の「服従意欲に広範に依拠」せざるをえないとヴェーバーはいうわけである。ヘルは被支配者の「利害関心」を考慮した支配を行わざるを得ず、ここに彼らはヘルの「仲間」と呼ぶべき存在となる。すでに見たように周到に用意された伝統的支配の概念の、被支配者が「(1) 伝統的な仲間」の場合にあてはまる、「伝統的支配の第一次の類型」となるわけである。

旧稿から新稿へと支配概念は変更され、伝統的支配という概念を導入した上で家父長制概念も変更された。家父長制の恣意性や絶対性を強調しそれを批判しようとする向きには、旧稿の概念はその意に沿うものであっても、新稿のそれはとても利用できる代物ではないとみえるのではないだろうか。いや、この新稿における家父長制の定義をヴェーバーにおける誤謬や混乱と片付けて忘れ去り、何ごともなかったかのように旧稿の概念に依拠して自説を展開した者も少なからずいるはずだ。しかし、支配概念が狭義のものから広義のものへと変更されたという前提をしっかりとみおけば、家父長制における変化もそれに正確に随伴するものであることは以上述べてきたところから明確だろう。

さて、こう理解できたとしても、やはり旧稿の家父長制の定義のほうが家父長制らしく感じられるのではないだろうか。何故ヴェーバーはこうした概念変更をしたのか。その理由の一端を探るために、旧稿の具体的な家父長制の議論を追ってみたい。

3 旧稿から新稿への思考をたどる

ヴェーバーは、旧稿では家父長制を論じたあと、名望家支配支それから家産制、家産国家へと伝統による支配の構造を議論していくが、そのなかで、支配構造がその「心情 *Gesinnung*」を通じて被支配者の側の「生活態度」に影響を及ぼす点に言及するところがある [支配 650=387]。家父長制的家産制は、唯一の個人による大衆支配の形態であり、ヘルが軍隊組織を持たない場合は、危険分子である特権的諸身分の脅威には臣民を動員して対抗することになる。つまり、ヘルは自己の支配を保持するためには、臣民の善意に依存せざるを得ない。それゆえ、家父長制的家産制においては、「福祉国家 *Wohlfahrtsstaat*」の理想が掲げられることになるのである。

家父長制的家産制は、自分自身に対して、また臣民に対して、自らを臣民の「福祉」の保育者として正当化せざるを得ないのである。「福祉国家」は家産制の神話であり、それは誓約された誠実という自由な戦闘関係から生まれたものではなく、父と子の権威主義的關係に基づいている。「国父」が、家産制国家の理想なのである。[支配 652=391-2]。

ここでいう「福祉国家」は、現代における一般的な意味合い——社会保障制度を充実させ国民の生活の安定を保障する——で使われているのではない。引用したところからわかるように、ヘルは被支配者を味方に付けてその支配を安定化するために、いわば被支配者の懐柔という意味で「福祉」を行う。現代的な意味合いを想定しがちな「福祉」の響きとは裏腹に、ヴェーバーが「福祉国家」を「神話」と呼び、ここに「権威主義的關係」を見出しているのはそのためである。家父長制はヘルの「権威」による支配の範疇にあるが、その支配は純粋に「権威」のみによって成立しているのではなく、臣民の服従を取り付るために彼らの利害を考慮せざるを得なくなっている。旧稿では「権威」による支配という狭義の支配概念を基準に記述を行うことから、かえってそこには、対極にある「利害関心」による支配が索出されるという論理構成になっているとみることができよう。

以上のような議論は、同じく旧稿の『法社会学』のなかにも現れる。ヴェーバーは家産君主的法定立について述べる際に、「家父長制的」構造について以下のような考察を行っている。

家父長制的な支配を行うヘルは、「何人に対しても君主自身や君主の裁判を拘束するような請求権」を与えず、ヘルの自由な裁量による命令のみを与える [法 485=442]。それゆえ、「客観的」法や「主観的」権利の概念自体は無にされヘルの恣意が押し通されるような場合もある [法 485=442]。あるいは、ヘルは彼の官吏に対して、一般的指令を内容とする行政規則を發布する。しかし、この行政規則は、被支配者の「主観的権利」を保証するものではなく、ヘルが特別に何等かの指令を行うまでの間は——ヘルがわざわざ指令を下す必要がなければ——一般的に定められた仕方では被支配者の諸問題や紛争を解決せよという指令である。この行政規則による紛争解決が困難となれば、ヘルは形式的な法的諸原理や手続き上の諸形式に縛られることなくヘル自身が裁判に介入して実質的な解決を図る。裁判は行政に解消する、すなわち、司法と行政とがヘルの自由裁量のもとに一体化するわけだ。

しかし、他方で、厳格に家父長制的な君主裁判は、主観的権利の形式的保障をも破壊するし、また、利害紛争の解決にあたって、客観的に「正しい」、「衡平の要求」を満足させるような結果を得ようと努めるために、厳格な「弁論主義」をも破壊することになる。[法 486=444]

ヘルは自由な裁量によって、衡平性や合目的性あるいは政治の観点から判決を下す。ここに裁判は法的な思考が「論理的な合理性を持っている」という意味での形式合理性に向かわず、「社会秩序の実質的な諸原理」が追求される「カーディー裁判⁹」に向かうことになる [法 486=444]。

ヘルは、その権威によって形式に囚われることなく恣意的な支配を行っているが、この「恣意」は、無方向的で勝手気ままな「恣意」を意味しえなくなる。ヘルの支配は実際のところ、形式合理的な規則に従うのではないが、個々の被支配者がヘルに対する不満を感じることはないようそれぞれの事情を斟酌

した上で、その意味で「正しく」、被支配者の「衡平の要求」を満たすような——被支配者の「利害」を調整するような——、実質合理的な支配へと向かうからである。ヘルは被支配者に権利（請求権）を認めて、その保障をするわけでは決してない。しかし、家父長制的ヘルの自由裁量による権力行使を保持するには、恣のままの暴力を振るうのではなく、「父が子供の望みを満たしてやる」[法 485=443] という仕方では被支配者の「利害関心」に応え、彼らの服従意欲を取り付けなければならなかった。やはりここも、「権威」という点から支配のあり方をみていけば、「利害関心」を考慮せざるを得ない場面が浮かび上がるという展開になっているといえよう。

さて、これまでの考察から以下のようにまとめることができるだろう。

ヴェーバーは旧稿段階ですでに「権威」による支配概念と「利害関心」による支配概念とを用意していた。しかし、あえて、前者のみの狭義の権力概念で一貫して家父長制を見通すことで、ヘルが支配を保持するためには「権威」だけではなく、どうしても被支配者側の「利害関心」を考慮せざるを得ないという歴史のダイナミズムを浮かび上がらせた。支配者側の権力に視角を絞って歴史記述を一貫させ、ヨーロッパに限らず諸世界の事例を統一的に記述できるように配慮したともいえる。ヴェーバーは旧稿を執筆するのに多くの時間と労力を傾けた。第一次大戦でその作業は中断されそれは草稿のまま残されることにはなったが、旧稿を執筆するためになした知的格闘は、二つの支配概念を両極におくことで歴史的現実をとらえることができるという確信めいたものをヴェーバーに与えもしたのである。

大戦後の新稿では、ヴェーバーは旧稿の「権威」と「利害関心」という広義の支配概念をもとに新たな支配概念を提示した。家父長制についても支配概念と平行な変更を加え、歴史記述を極力排除しつつ一気に形式的に概念化したかたちにしたのである¹⁰。新稿の家父長制にみられる定義は、旧稿における歴史事象のダイナミズムの具体的な記述からそのエッセンスを抽出したものであるといえる。

新稿では歴史記述がなくなった分、いきなりの概念変更のように見えるが、こうして旧稿の議論を追えば、ヴェーバーは旧稿における具体的な歴史事象に

よる思考を通過し、そこで得られたものを抽象的形式的に彫琢して新稿の改訂に生かした考えられる¹¹。新稿はさらに後続の論考が書かれ、また、ヴェーバーの知的活動はもっと続くはずだったが、突然の死はそれをさせなかった。そう考えれば、新稿は旧稿の思考の到達点であり、大戦後のヴェーバー社会学の出発点であったといえよう。

4 「普遍史的問題」に向けて

以上のように、ヴェーバーの新稿における概念変更は、旧稿の思考を練り上げてなされたものだという結論に至った。本稿では、ヴェーバーの支配概念、家長長制概念のみを検討してきた。これら以外の旧稿、新稿両方に存在する概念についても、同様の概念変更がなされたかどうかを確認することで、この結論はよりたしかなものとなるだろうが、それは今後の課題としたい。

本稿の最初あたりで触れたが、第一次世界大戦後に「ヴェーバーの学問システム全体の重大な方向転換」[中野 2013: 301]があったと中野敏男は述べた。たしかに、第一次大戦はヴェーバーにその学問を根底から再考させるような事態であっただろう。その「重大な方向転換」が何かは残念ながらわからないが、新稿と同じく第一次大戦後に書かれた『宗教社会学論集』の「序言」にある次の一節は、示唆的である。

近代ヨーロッパ文化世界の子 der Sohn der modernen europäischen Kulturweltは、不可避的かつ正当に以下のような問題設定のもとで普遍史的問題 universalgeschichtliche Problemeを取り扱う。それは、いかなる状況の連鎖によって、まぎれもない西洋という地に、そしてただ西洋のみに、——すくなくともわれわれはよく考えるように——普遍的な意義と妥当性をもつ発展傾向をしめす文化現象が現れたのか、というものである。[序文 1=5]

ここでヴェーバーは「普遍史的問題」という課題をかかげている。おそらく、『宗教社会学論集』に限らず、新稿も大きくいえばこの「普遍史的問題」を追

求するべく、ヴェーバーの学問システムを転換させようとしたものなのだろう。

その転換の具体的な内容はわからないからこそ、本稿で示したように、新稿はヴェーバーが多大な労力をかけむけた旧稿の思考の到達点でありながら、同時に、出発点であることをしっかりみておかねばならないだろう。ここにヴェーバーの思想は収斂してしまうわけでは決してなく、さらなる展開があるはずだった。とはいえ、新稿の家父長制概念は、ヴェーバーのそれまでの思考の到達点であっても、やはり現代からみれば問題含みである。たとえば、男性による女性の支配というジェンダー的視点は、旧稿はもとより新稿になればよけいに欠如しているといわざるを得ない。現代に生きるわれわれは、ヴェーバーを引き受けて、ここを出発点にして今日的な課題——普遍史的問題——に応える理論を構想していかなければならないのである。

※本稿は2014年度九州国際大学社会文化研究所共同研究「戦後日本社会科学とマックス・ヴェーバー」（研究代表者・三笥利幸、共同研究者・中野敏男）の成果の一部である。

凡例

ヴェーバーの著作にかんしては、日本語訳のあるものについては、以下の日本語の略号を使用し、その後に原著ページ、日本語訳ページを記して、角括弧で括る（たとえば、[法 486=444]）。日本語訳のないものは、アルファベットの略号を使用し、そのあとにページを記して、角括弧で括る（たとえば、[MWGI/22-4: 820-1]）。

マックス・ヴェーバー『経済と社会』における旧稿から新稿への概念変更について

RS1 *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*, Bd.1, Tübingen:

J.C.B.Mohr, 1920.

序文：大塚久雄・生松敬三訳「世界宗教の経済倫理 序文」大塚・生松訳『宗教社会学論選』みすず書房、1972年。

WG *Wirtschaft und Gesellschaft*, 5 Aufl., Tübingen: J.C.B.Mohr, 1972.

基礎概念：阿閉吉男・内藤完爾訳『社会学の基礎概念』恒星社厚生閣、1987年。

支配類型：世良晃志郎訳『支配の諸類型』創文社、1970年。

法：世良晃志郎訳『法社会学』創文社、1974年。

支配：世良晃志郎訳『支配の社会学Ⅰ、Ⅱ』創文社、1960-3年。

MWGI/22-4

Max Weber Gesamtausgabe, Abt. I, Bd. 22, Wirtschaft und Gesellschaft. Teilband 4, Herrschaft. Tübingen: J.C.B.Mohr (Paul Siebeck), 2005.

MWGI/10-2

Max Weber Gesamtausgabe, Abt. II, Bd. 10, Briefe 1918-1920. Tübingen: J.C.B.Mohr (Paul Siebeck), 2012.

注

- 1 『経済と社会』の編纂問題については、折原浩の一連の研究 [折原 1988] [折原 1996] [折原 2007] [折原 2013] を参照。ただし、旧稿の再構成・再編集を目指す折原は、旧稿に関心を集中していて、旧稿から新稿への改訂などの問題は今後の課題として踏み込んでいない [折原 2013: 16]。
- 2 日本のジェンダー論（フェミニズムも含む広義のジェンダー論）のなかに「家父長制」が登場するとき、ヴェーバーが批判の矢面に立たされることがしばしばある。それは、家父長制概念はヴェーバー理論の圧倒的な影響のもとに形成されたが、その概念構成には男性による女性の支配というきわめて重要な視点が脱落している、といった趣旨の批判である。この批判は、たとえば川島武宜 [川島 1950] [川島 1957] に代表される、ヴェーバーを引きつなされた、日本の家父長制的な「家」のあり方を前近代的、封建的であるとする議論を念頭においてなされている

ようである〔上野 1994：100〕〔瀬治山 1996：16〕（川島がヴェーバーを摂取しつつ日本の家父長制あるいは封建制を批判したことについては、後出注 8 およびシュヴェントカーの整理〔Schwentker 1998=2013:246-56=203-9〕を参照）。しかし、ヴェーバーという名前を出して批判をしても、ヴェーバーのテキスト内在的な批判をしているものはほとんど見あたらない。

そうしたなか、瀬治山角はヴェーバーの家父長制を論じるにあたり、『経済と社会』には編纂問題が存在することにまできちんと言及している〔瀬治山 1996：48〕。しかし、その瀬治山でさえ、本人は新稿に依拠したといいながら〔瀬治山 1996：48〕、実際には旧稿にみられる家父長制概念を下敷きにして議論してしまっている〔瀬治山 1996：16-7〕。100年も前に生み出されたヴェーバーの理論が、ジェンダー論の現代的水準に及ぶはずもなく、その概念構成に「欠陥」があることはある意味当然で、現代的知見も含めた議論は必須である。しかし、すでに述べたようにジェンダー論における批判は、ヴェーバーその人の家父長制論に正確に届いていないのが実際のところといえよう。

ヴェーバーとジェンダーという問題をヴェーバー内在的に受けとめて書かれた論考は、管見の限り、わずかに中野敏男の論考〔中野 2013：307-26〕くらいしかない。ちなみに、内藤葉子は、ヴェーバーの妻マリアンネが1907年に書いた『法発展における妻と母』*Ehefrau und Mutter in der Rechtsentwicklung*の研究を行い、そこに現れる家父長制概念の分析を行っている。ここでは詳しくは触れられないが、ヴェーバーの家父長制概念に通じるような議論をマリアンネは行っていた〔内藤 2005：32-6〕。ヴェーバーとマリアンネとがどのような影響関係にあったかについては詳細に検討しなければ何ともいえないが、少なくともヴェーバーが最も精力的に研究活動を行っていたまさにその時期に、マリアンネは論集*Frauenfrage und Frauengedanken*にまとめられる諸論考を書いていたのであり、ヴェーバーがどこまでジェンダーを射程に収めることができたかを知るためにも、マリアンネ研究の進展は望まれるところである。

- 3 詳細については、『経済と社会』の編者序言〔WG: XI-XXXIII〕や、折原の解説〔折原 1988：19-23〕などを参照。
- 4 すでに折原の研究などで知られるところとなっているが、「1914年プラン」とは、ヴェーバーがパウル・ジーベック宛の手紙のなかで示した、『社会経済学綱要』の自己担当部分の構成表を指す〔GdS: X-XI〕。これは『マックス・ヴェーバー全集』でも確認できる〔MWGI/22-4: 820-1〕。
- 5 なお、ヴェーバーの死後、マリアンネによって1922年に『プロイセン年報』*Preussische Jahrbücher*に掲載された遺稿「正当的支配の三つの純粹形」は、『経済と社会』第4版では旧稿の一部と位置づけられて収録されたが、第5版では削除されている。この遺稿についてはその執筆年がはっきりせず〔MWGI/22-4: 717〕、ま

た、旧稿とされている諸論考との関係性がほとんどない独立した論考となっている。しかし、この遺稿は、『支配の社会学』や『支配の諸類型』に比べて簡潔に支配類型をまとめているものであり、多くの論者に利用されてきた。直接的にこの遺稿を参照指示していない場合であっても、これを参考にしつつ『支配の社会学』や『支配の諸類型』を読み解いた論者は少なくないはずである。本稿ではこの遺稿については考察対象としないが、その位置づけについても今度検討が必要である。

- 6 1919年にミュンヘンに移住しミュンヘン大学で講義を行うヴェーバーについて、マリアンネは、「彼は自分の社会学的カテゴリー論を繰り返し口頭で述べなければならぬために、その表現がますます簡潔的確なものになっていくということに気づいた」[Marianne 1984: 675=1963: 496]と述べている。つまり、マリアンネは、1918年のヴィーン大学、1919年のミュンヘン大学での「講義の結果」、その概念やカテゴリーの簡素化を必要と感じたヴェーバーが「新稿」のカテゴリーを執筆したとしているのである[Marianne 1984: 688=1963: 505-6]。また、マリアンネ自身が『経済と社会』第1版を編集するにあたり、旧稿を「[具体的]社会学」、新稿を「[抽象的]社会学」と呼んでもいる[WG: XXXII]。
- 7 ヴェーバーはこの家父長制におけるヘル権力への服従は、夫は妻よりも肉体的精神的力が優越し、子は親による扶養を必要としているという、特別に緊密で、人格的、継続的な家ゲマインシャフト内部における具体的な共同生活のなかで仕込まれていくという[支配581=144]。ただし、父の権力と子の恭順とは、必ずしも血縁関係を必要とはしなかった。つまり、父がそれを欲すれば血縁関係がなくとも無制約に「子」とすることが可能であったし、逆に、血縁関係がある子であっても「子」であるかどうかは父の専決事項であり、その意味では奴隷と大差はなかった[支配581=144-5]。
- 8 たとえば、川島武宜が日本社会の前近代性を批判する際に依拠したのが、ヴェーバー由来の家父長制概念であった。すなわち、川島は「家父長的権力」を「[支配者] („Herr“) に対し無条件的に献身する隷従者の関係であつて、その支配権力関係を維持する力・保障は何よりもまず無条件絶対な恭順Pietätの意識である。」[川島 1950: 105]と規定する。もちろん、川島は『経済と社会』のテキスト問題については意識しようもなかった——『日本社会の家族的構成』[川島 1950]を発表した当時の彼が依拠したのは、第2版段階の『経済と社会』であり、むろんヴィンケルマン編『経済と社会』もテンブルック論文も目にしていない——が、おそらくは新稿も旧稿も両方とも読んでいたはずであり、もしそうなら、自説のためにあえて新稿ではなく旧稿に依拠した定義をしたと考えていいだろう。なお、注2も参照。
- 9 カーディーとはイスラム法に基づき判決を下す裁判官のことをいい、「カー

ディー裁判」は、本来そのカーディーによる裁判を指す。ところが、ヴェーバーは「カーディー裁判」にこうした本来の意味とはまったく別の、彼独特の意味合いを持たせている。『法社会学』を翻訳した世良晃志郎がその訳注で、次のように解説している（『法社会学』365ページ）。

ヴェーバーは、実質的な正義や衡平、またはなんらかの功利主義的目的を重視し、法や行政の形式的合理性を無視するとき裁判を「カーディー裁判」と呼んでいる。アテナイの直接民主制における人民裁判（のみならず総じてあらゆる形の人民裁判）、革命裁判、近代の陪審裁判、イギリスの治安判事の裁判、絶対君主の「官房裁判」（Kabinettsjustiz）、神政政治的または家産制的君主の裁判などは、すべてこの性格をもつ。

いかにもヴェーバーらしく、この概念は本来の意味とは切り離され価値自由に使用されている。

- 10 旧稿で展開された、家産制に顕著なヘルと行政幹部のあいだに繰り広げられた専有-篡奪というダイナミズムについての重厚な歴史記述も、新稿では次のように端的に要約されることになる。

最後に特に歴史的現実は、ヘルと行政幹部との間の一方は専有し他方は篡奪しようとする、不断の、多くは潜在的な闘争である。[支配類型 154=134]

- 11 少なくとも、新稿を概念の単純化や叙述の簡略化としてのみとらえることは失当といわねばならない。それはこれまであきらかにしてきたように、テキスト内在的にもそう考えられるし、ヴェーバーの書簡にもそれがうかがえる一節があるからである。ヴェーバーは1919年10月27日付のパウル・ジーベック宛の手紙で「大冊となった古い草稿は、根本的に書き直さねばならず、まさにそれに私はとりかかっている（あるいはとりかかっていた）のです。」[MWGII/10-2: 826] と述べている。

文献

- 川島武宜 1950 『日本社会の家族的構成』日本評論社。
川島武宜 1957 『イデオロギーとしての家族制度』岩波書店。
内藤葉子 2005 「ドイツ民法典婚姻法批判にみるマリアンネ・ヴェーバーのフェミニズム思想」京都女子大学現代社会学部『現代社会研究』第8号。
中野敏男 2013 『マックス・ヴェーバーと現代・増補版』青弓社。

マックス・ヴェーバー『経済と社会』における旧稿から新稿への概念変更について

- 折原浩 1988 『マックス・ヴェーバー基礎研究序説』 未来社。
- 折原浩 1996 『ヴェーバー『経済と社会』の再構成——トルソの頭』 東京大学出版会。
- 折原浩 2007 『マックス・ヴェーバーにとって社会学とは何か——歴史研究への基礎的予備学』 勁草書房
- 折原浩 2013 『日独ヴェーバー論争——『経済と社会』(旧稿) 全編の解説による比較歴史社会学の再構築に向けて』 未来社。
- Schwentker, Wolfgang, 1998. *Max Weber in Japan*, Tübingen: J. C. B. Mohr. (=野口雅弘・鈴木直・細井保・木村裕之訳 2013 『マックス・ウェーバーの日本——受容史の研究 1905-1995』 みすず書房)
- 瀬治山角 1996 『東アジアの家父長制——ジェンダーの比較社会学』 勁草書房。
- Tenbruck, Friedrich H., 1977. „Abschied von Wirtschaft und Gesellschaft“, *Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft*, 133. Bd.
- 上野千鶴子 1994 『近代家族の成立と終焉』 岩波書店。
- Weber, Marianne, 1984. *Max Weber: Ein Lebensbild*, 3. Aufl., Tübingen: J.C.B.Mohr. (=大久保和郎訳 1963 『マックス・ウェーバー』 みすず書房)。